

① 件名
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の特例について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p><b>【背景】</b>                  待機児童受け皿拡大を進めている状況下で、保育士の有効求人倍率は年々高くなり、全国で1.93倍、東京都では5.39倍（平成27年10月時点）となるなど、保育の担い手の確保は喫緊の課題となっている。</p> <p>このような状況を鑑み、大学関係者、地方自治体関係者等を構成員として厚生労働省が設置した保育士等確保対策検討会において、平成27年12月4日に報告書（保育の担い手確保に向けた緊急的なとりまとめ）が出され、緊急的な対応方針が示された。</p> <p>この報告書に盛り込まれた内容を特例的に可とする家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が、平成28年2月18日に公布され、同年4月1日から施行されることとなった。</p> <p><b>【目的】</b>                  保育における労働力需要に対応するように、保育の質を落とさずに、保育士が担う業務について要件を一定程度柔軟化することにより、保育の担い手の裾野を広げることを目的とする。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p><b>【根拠法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法（昭和22年法律第164号）</li> <li>・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）</li> <li>・石巻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年石巻市条例第37号）</li> </ul> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：<input checked="" type="checkbox"/>・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b>                  総合計画 第4章 安心して健やかに暮らせるまち                      第3節 安心して子どもを産み育てられる支援体制を確立する                          1 子育てを支援する環境を整備する                  子ども・子育て支援事業計画 第1章 教育・保育施設の充実</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成27年12月4日 「保育の担い手確保に向けた緊急的なとりまとめ」（厚生労働省・保育士等確保対策検討会）                  平成28年2月18日 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布</p>

<p>⑤ 主な内容</p> <p>家庭的保育事業等のうち、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所について、改正省令に従い、以下の特例を設ける。</p> <p>(1) 保育士配置の要件弾力化  児童数が少ない時間帯でも保育士は最低2人を配置することが必要であるが、朝夕などの児童が少数である時間帯に限り、保育士と同等の知識（子育て支援員研修の修了等）及び経験（当該事業所での十分な業務経験等）を有すると認められる者1人については、保育士資格を有しなくても保育士とみなし、活用することを可能とする。</p> <p>(2) 幼稚園教諭等の近接職種の活用  幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を保育士に代えて活用できることとする。</p> <p>(3) 保育士以外の人員配置の弾力化  11時間開所、8時間労働としていることなどにより、認可の際に最低基準上必要となる保育士数を上回って必要となる保育士数について、保育士資格を有しない者を活用することを可能とする</p> <p>(4) 登録保育士の一定数の確保  (2)及び(3)を適用するときにおいても、本来の基準で算定される保育士の数の3分の2以上は、保育士の登録を受けたものでなければならないものとする。</p> <p>※小規模保育事業所A型  →利用定員19人以下、対象は0歳から2歳まで。保育従事者が全員保育士（看護師、保健師のみなし保育士を含みます。）の施設</p> <p>※保育所型事業所内保育事業所  →利用定員20人以上。保育施設全体の定員に対して、従業員枠（事業所の従業員の子どもが対象）のほかに、地域枠（地域の保育を必要とする子どもが対象）を設けることが必要。事業所枠の対象は0歳から小学校就学前まで、地域枠の対象が0歳から2歳まで。</p>
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>保育における労働力需要に対応するように、保育の質を落とさずに、保育士が担う業務について要件を一定程度柔軟化することにより、保育の担い手の裾野を拓げる効果が期待される。</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> <p>児童福祉法の規定に基づき、市町村は、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。</p> <p>条例を定めるに当たっては、これらの事業に従事する者及び員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとされていることから、全ての市町村での対応が予定される。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>平成28年3月 平成28年市議会第1回定例会「石巻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」提案（平成28年4月1日施行）</p>
<p>⑨ その他</p>